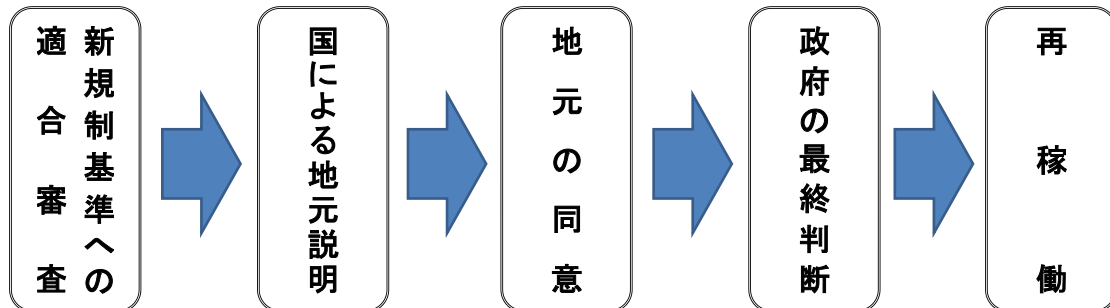


1. 再稼働までの流れについて



※「地元の同意」の地元とは、一般的に安全協定上の所在市町村及び県とされている。

2. 安全協定について

(1) 安全協定とは

・原子力施設周辺の安全確保と地域住民の健康を保護するために、自治体と事業者が取り交わした協定で、法律に基づくものではない。

※ 正式名称：原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定

(2) 主な協定内容

・原子力施設周辺の安全確保が全てに優先することと、この協定を誠実に履行することを明記した。

・排気、排水中の放射性物質の濃度はもとより、放出量についても管理目標値を取り決めた。

・原子力施設の新増設等計画並びに廃止措置計画について、県及び所在市町村の了解等を必要とした。

・原子力施設の運転等の停止、運転等の方法の改善等、安全確保のために必要な措置を県及び所在市町村が国を経由することなく、事業者に直接求めることができることとした。

・県、所在及び隣接市町村の立入調査権について規定した。

・立入調査を実施する場合、周辺関係住民を同行させることができることとした。

・定期及び随時の報告、事故・故障等の連絡等について規定した。

(3) 安全協定の見直しについて

・福島原発事故が起こったことにより、国の原子力災害対策指針が見直され、原子力発電所に対する防護措置を準備する範囲が拡大された。これを踏まえ、及び県央地域首長懇話会では、安全協定上の所在の範囲拡大を含む安全協定の見直し等を原電に対し要求している。

※ 原子力所在地域首長懇談会（6市村）

：東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、水戸市、那珂市

県央地域首長懇話会（9市町村）

：水戸市、笠間市、小美玉市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村

(4) その他の要求事項

・東海第二発電所の再稼働の可否判断及び使用済燃料の安全対策など、重要事項に係る協議について、所在としての権限（東海村と同等）

(5) 見直し時期

・平成26年3月5日に日本原子力発電株式会社と懇話会、懇談会が取り交わした覚書により、「茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求める時の前まで」に安全協定を見直すことになっている。

(別添資料 1)

安全協定における権限の現状と要求について

	該当条文	権限	現状		要求	
			東海村(立地)	那珂市(隣接)	東海村(立地)	那珂市(隣接)
現 行 の 安 全 協 定	第5条 第1項 新增設等に対する事前了解	事前了解	○			○
	第5条 第2項	県による意見聴取		○		
	第5条 の2 廃止措置計画及び計画変更	同意	○			○
	第5条 の2第2項	報告		○		
	第10条 安全上の措置	運転停止を求める	○			○
		安全確保の措置要求	○			○
	第10条 第2項	県及び東海村に対する措置要請		○		
	第10条 第3項	求めに対する報告を受ける	○			○
		事業者からの内容通知		○		
	第10条 第4項	運転再開に関する協議	○			○
	第12条 立入調査等	立入調査	○			○
第12条 第2項	県及び東海村に連絡のうえ立入調査		○			
そ の 他	再稼働の可否判断に係る協議や使用済燃料の安全対策に係る協議など 重要事項に係る協議に対する権限		なし	なし	○	○ (東海村と同等)